

融雪用契約選択約款

令和8年9月1日実施

秋田県由利本荘市

目 次

1 . 目的	1
2 . 選択約款の変更	1
3 . 用語の定義	1
4 . 適用条件	1
5 . 契約の締結	1
6 . 使用量の算定	1
7 . 料金	2
8 . 単位料金の調整	2
9 . その他	2
附 則	3

(別 表)

1 . 適用	4
2 . 早収料金の算定方法	4
3 . 料金表A	4
4 . 料金表B	4

融雪用契約選択約款

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水または温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントとします。

4. 適用条件

この選択約款は、融雪装置を使用し、かつ融雪装置のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置し、使用者がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款を承諾のうえ、融雪用契約Aまたは融雪用契約Bのいずれかを申し込んでいただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において本市とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本市は、この選択約款の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款（以下「小売約款」という。）に定める料金（以下「一般契約料金」という。）への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（（4）において同じ）。
- (4) 本市は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款（一般契約料金を除きます。）への変更を申し込まれた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 本市は、使用者が本市と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、小売約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます）

す。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含んだものをいいます。以下同じ。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだものをいいます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 本市は、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、融雪用契約Aには別表の料金表Aを、融雪用契約Bには別表の料金表Bを適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。ただし、降雪がない等の気象状況によって融雪装置が未稼働となり、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。

(3) 試運転等により(2)に規定する適用期間外に使用量が発生した場合には、一般契約料金を適用して早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 本市は、毎月、(3)②の規定により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の3及び4の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合においては、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(3)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

$$\text{調整単位料金(1立方メートル当たり)} = \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 54,700 \times 46.04655 \times 0.929 \times 0.7 \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

$$\text{調整単位料金(1立方メートル当たり)} = \text{基準単位料金} - \text{原料価格変動額} / 54,700 \times 46.04655 \times 0.929 \times 0.7 \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考) 上記①及び②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の数式における各項目の定義は、次のとおりといたします。

ア 54,700: 1トン当たりの基準熱量(メガジュール)

イ 46.04655: 標準熱量(メガジュール)

ウ 0.929: ガス量換算係数

エ 0.7: 変動緩和措置係数

(3) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

①基準平均原料価格(1トン当たり) 90,390円(LNGについて、財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条第3項の規定により公表する貿易に関する統計(以下「貿易統計」といいます。)による令和6年10月から令和7年9月までの価格)

②平均原料価格(1トン当たり) 別表の2(3)に規定する各3箇月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式) 平均原料価格 = 1トン当たりLNG平均価格

(備考) 市は、1トン当たりLNG平均価格を公表するものとします。

(3) 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

(実施期日)

- 1 この選択約款は、令和 8 年 9 月 1 日から実施いたします。

(経過措置)

- 2 この選択約款別表の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後行う検針により算定したガスの使用量に係る料金について適用し、同日前に行う検針により算定したガスの使用量に係る料金については、令和 5 年 4 月 1 日実施の選択約款の例によるものとします。

(別表)

1. 適用

料金算定期間の末日が12月1日から3月31日に属する料金について適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日(うるう年は同月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

3. 料金表A(融雪用契約A)(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき 1,980.00円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき 151.028円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B(融雪用契約B)(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき 11,000.00円

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき

1 4 3 . 8 1 2 円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。